

う蝕、歯周疾患及び歯の欠損等様々な歯科疾患の状態や治療方針等に関する患者の理解の促進にも資するものである。こうした特性に着目し、診療報酬体系の簡素化を図る観点から、基本診療料に包括して評価する。

(2) また、歯科疾患管理料については、継続的な管理が必要な様々な歯科疾患を一口腔単位で管理するものであるが、特に1回目の歯科疾患管理料については、全身疾患の有無の確認や歯科疾患と関連性のある生活習慣の有無の確認、服薬状況の確認及びこれらに伴う口腔内症状の有無の確認等基本的な医療行為から、具体的な治療方針の決定及び患者への情報提供にいたるまで、幅広い行為を評価の対象としている。

(3) そこで、こうした技術の特性に応じた評価を行うとともに、診療報酬体系の簡素化を図る観点から、スタディモデルや、歯科疾患管理料のうち基本的な医療行為を基本診療料に包括して評価する。

【 現 行 】		【 改 定 案 】	
歯科初診料	182 点	歯科初診料	<u>218 点</u>
歯科再診料	40 点	歯科再診料	<u>42 点</u>

②

3. 特掲診療料の乳幼児加算の見直し

歯科診療報酬における特掲診療料に係る乳幼児加算の対象（現行5歳未満）を基本診療料に係る乳幼児加算と同様に6歳未満とする。

【 現 行 】	【 改 定 案 】
【基本診療料の乳幼児加算】 （初診料に40点、再診料に10点の加算） 対象年齢：6歳未満 【特掲診療料の乳幼児加算】 （所定点数の100分の50加算） 対象年齢：5歳未満	【基本診療料の乳幼児加算】 （初診料に40点、再診料に10点の加算） 対象年齢：6歳未満 【特掲診療料の乳幼児加算】 （所定点数の100分の50加算） 対象年齢： <u>6歳未満</u>